

昭和51年4月1日条例第9号

改正

昭和52年4月1日条例第20号

昭和52年8月10日条例第32号

昭和53年7月1日条例第16号

昭和54年9月20日条例第12号

昭和57年12月24日条例第40号

昭和62年3月24日条例第1号

平成元年9月30日条例第31号

平成3年9月30日条例第18号

平成15年12月25日条例第30号

平成16年6月10日条例第20号

平成17年12月27日条例第32号

平成25年3月29日条例第4号

平成26年12月25日条例第21号

平成29年2月28日条例第1号

令和3年5月12日条例第13号

狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、狛江市民の自発的なコミュニティー活動を助長するため、地域センター及び地区センターを設置し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、その設置及び管理について必要な事項を定め、もって新しい地域的な連帯感に支えられた豊かな市民生活の実現に資することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 地域センター・地区センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理及び運営)

第3条 地域センター・地区センターの管理及び運営については、別に規則で定める。

(使用料)

第4条 地域センターの施設の各室の使用料は、別表第2、地区センターの施設の各室の使用料は、別表第3のとおりとし、施設の付属設備及び備品（以下「付属設備等」という。）の使用料は、別表第4のとおりとする。

2 市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の納入)

第5条 地域センター及び付属設備等並びに地区センターの使用料は、使用を開始する日までに納入しなければならない。

(使用料の不還付)

第6条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和52年4月1日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和52年8月10日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和53年7月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和54年9月20日条例第12号）

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

付 則（昭和57年12月24日条例第40号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則（昭和62年3月24日条例第1号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（平成元年9月30日条例第31号）

この条例は、平成元年12月1日から施行する。

付 則（平成3年9月30日条例第18号）

この条例は、平成3年11月1日から施行する。

付 則（平成15年12月25日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定は、平成16年4月1日以降の使用に係る使用料から適用する。

付 則（平成16年6月10日条例第20号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

付 則（平成17年12月27日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例の規定は、平成18年7月1日以後の使用に係るものから適用する。

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年12月25日条例第21号）

この条例は、平成27年3月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定は、平成27年4月1日以降の使用に係る使用料から適用する。

付 則（平成29年2月28日条例第1号）

この条例は、平成29年3月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例別表第3和泉多摩川地区センターの項使用料の欄は、平成29年4月1日以降の使用に係る使用料から適用する。

付 則（令和3年5月12日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例の規定は、令和3年6月1日以後の使用に係る使用料から適用する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
----	----

野川地域センター	狛江市西野川一丁目6番9号
上和泉地域センター	狛江市和泉本町四丁目7番51号
岩戸地域センター	狛江市岩戸南二丁目2番5号
南部地域センター	狛江市猪方四丁目11番1号
駄倉地区センター	狛江市東和泉一丁目3番17号
和泉多摩川地区センター	狛江市猪方四丁目1番1号
根川地区センター	狛江市中和泉四丁目16番3号
谷戸橋地区センター	狛江市東野川四丁目30番1号

別表第2（第4条関係）

施設名	室名	使用料（1区分）	（円）	
野川地域センター	ホール		600(300)	
	和室		300(150)	
	大会議室		500(250)	
	小会議室		200(100)	
	料理実習室	料理実習使用		600(300)
		料理実習以外使用		300(150)
	創作室	創作室のみ使用		300(150)
		陶芸窯を同時使用		200(100)
	音楽室		300(150)	
	上和泉地域センター	1階和室	全部使用	600(300)
2分の1使用			300(150)	
2階和室		全部使用	600(300)	
		2分の1使用	300(150)	
集会室			400(200)	
講座室			400(200)	
料理実習室		料理実習使用		600(300)
		料理実習以外使用		300(150)
創作室			300(150)	

	音楽室		200(100)	
	体育館		1,000(500)	
岩戸地域センター	創作室		200(100)	
	音楽室		300(150)	
	会議室 A		400(200)	
	会議室 B		300(150)	
	会議室 C		200(100)	
	料理実習室	料理実習使用		600(300)
		料理実習以外使用		300(150)
南部地域センター	多目的ホール		600(300)	
	和室つつじ		200(100)	
	和室いちょう		200(100)	
	会議室		200(100)	
	料理実習室	料理実習使用		600(300)
		料理実習以外使用		300(150)
	講座室		300(150)	

備考

- 1 主に高校生以下の者で構成する団体が使用する場合の使用料は、括弧内の金額とする。
- 2 各室の使用は、9時から12時まで、13時から17時まで及び18時から21時30分までの1区分ごととし、各室の使用料は、1区分ごとの使用料とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、体育館の使用は、9時から11時15分まで、11時30分から13時45分まで、14時から16時15分まで、16時30分から18時45分まで及び19時から21時15分までの1区分ごととし、体育館の使用料は、1区分ごとの使用料とする。
- 4 この条例の目的以外に使用する場合の使用料は、本表に定める使用料に10を乗じて得た額とする。

別表第3（第4条関係）

施設名	室名	使用料（1区分）	（円）
-----	----	----------	-----

駄倉地区センター	ホール	200(100)
	和室	200(100)
和泉多摩川地区センター	2階会議室	200(100)
	3階会議室	200(100)
根川地区センター	会議室 A	100(50)
	会議室 B	100(50)
	和室	200(100)
	多目的ホール	400(200)
谷戸橋地区センター	和室	200(100)
	多目的室	200(100)
	会議室 1	200(100)
	会議室 2	200(100)

備考

- 1 主に高校生以下の者で構成する団体が使用する場合の使用料は、括弧内の金額とする。
- 2 各室の使用は、9時から12時まで、13時から17時まで及び18時から21時30分までの1区分ごととし、各室の使用料は、1区分ごとの使用料とする。
- 3 この条例の目的以外に使用する場合の使用料は、本表に定める使用料に10を乗じて得た額とする。

別表第4（第4条関係）

施設名	付属設備及び備品の名称	単位	使用料（円）
野川地域センター	陶芸窯	素焼 1回	600
		本焼 1回	800
岩戸地域センター	陶芸窯	素焼 1回	800
		本焼 1回	1,000